

第 1 監査の種類

行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

第 2 監査の対象及び目的

1 対象範囲

平成 28 年度の政務活動費に関する事項

2 監査の目的

政務活動費は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 6 号。以下「条例」という。）及び浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 3 号。以下「規則」という。）を定め、議員に交付されている。また、政務活動費は、政治活動、選挙活動及び後援会活動等のための経費は対象にならないとし、条例第 5 条において、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定め、その使途基準の取り扱いは、浜田市議会政務活動費の交付に関する細則（平成 18 年 2 月 16 日制定。以下「細則」という。）に規定されている。

なお、浜田市議会基本条例（平成 23 年 9 月 30 日条例第 34 号）第 19 条第 2 項では、政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費を使用した活動の状況を公表するとともに、市民に対し、公正性及び透明性の確保の観点から、その使途について説明責任を果たすものとする、と規定されている。

本監査は、政務活動費の交付に係る事務が、条例及び規則等に基づき適正に執行されているか、また、政務活動費の支出は、条例に定める経費の範囲に沿った適切な内容となっているかを主眼に検証することを目的とした。

3 対象部局

議会事務局

第 3 監査の着眼点

1 交付事務について

- (1) 政務活動費の交付決定、交付方法及び交付時期は、規定に基づき適正に行われているか。
- (2) 政務活動費の交付要綱等は整備されているか。
- (3) 政務活動費の履行確認は証拠書類を検証し、適切に行われているか。
- (4) 残余に伴う返還金は適切に返還されているか。

2 政務活動費の執行について

- (1) 議員への交付事務に関する説明は十分な内容となっているか。
- (2) 交付申請書、実績報告書等は規定に基づき適正に提出されているか。
- (3) 政務活動費は、充てることができる経費の範囲に充当され、交付目的に沿った内容となっているか。
- (4) 領収書等の証拠書類は全て添付されているか。
- (5) 市民に対し、政務活動費の用途について説明責任を果たしているか。

第4 監査委員の除斥

本件監査については、法第199条の2の規定に基づき、議会選出の澁谷幹雄委員は、政務活動費の交付を受けているため除斥した。

第5 監査の主な実施手順

監査の着眼点に基づき、議会事務局から提出された政務活動費に関する書類の調査及び照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取し審査を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

実施場所 監査委員事務局

監査日程 平成29年6月6日から平成29年11月6日まで

第7 監査の結果

提出された監査関係書類を調査照合したところ、交付事務執行については、概ね適正に処理されていたが、一部において改善や検討が必要な事項が認められた。事務処理上留意すべき軽微な改善事項

については、担当職員からの説明聴取の際に指摘したため記述を省略し、つぎの内容を意見とする。なお、改善の措置を講じられたときは、遅延なく通知されたい。

第 8 監査の概要及び意見

1 政務活動費に関する手続

政務活動費は、浜田市議会議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、条例第 3 条の規定に基づき、年額 10 万円が議員に交付されている。

なお、交付の手続き等は、次のとおりとなっている。

- (1) 議員は、政務活動費の交付を受けようとするときは、4 月 8 日（年度の中途から議員の任期が始まる場合においては、議員になった日の翌月の 8 日）までに市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書を提出する。
- (2) 市長は、政務活動費交付申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、政務活動費交付決定（却下）通知書により当該議員に通知する。
- (3) 議員は、条例第 4 条に規定する交付日の 14 日前までに市長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書を提出する。
- (4) 政務活動費は、4 月 30 日に交付する。ただし、年度の中途から議員の任期が始まる場合においては、議員となった日の属する月の翌月の末日に交付する。その交付日が、市の休日を定める条例に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に交付する。
- (5) 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書である政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに領収書等証拠書類の写しを添えて、翌年度の 4 月 20 日までに議長に提出する。また、政務活動費の交付を受けた議員が提出期限までに収支報告書を提出しない場合は、当該議員は当該政務活動費を使用しなかったものとみなす。なお、議員は、交付された政務活動費に残余がある場合には、返還しなければならない。
- (6) 議長は、収支報告書の写しをその提出期限から 20 日以内に市長に送付する。

- (7) 市長は、政務活動費の交付を受けた議員が条例第 5 条に定める経費以外に当該政務活動費を使用したと認めるとき、又は当該議員が提出期限までに収支報告書を提出しないときは、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命じることができる。
- (8) 議長は、提出を受けた収支報告書を、提出期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。議長に対し、市内に住所を有する者及び市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人は、収支報告書の閲覧を請求することができる。
- (9) 議長は、提出を受けた収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努める。

2 県内各市の政務活動費について

県内各市の政務活動費の交付額は、次のとおりとなっている。

市名	政 務 活 動 費 交 付 額
松江市	個人交付：年額 30 万円 会派交付：所属議員数×年額 18 万円
浜田市	個人交付：年額 10 万円
出雲市	会派交付：所属議員数×年額 45 万円
益田市	個人交付：年額 12 万円
大田市	個人交付：年額 12 万円
安来市	会派交付：所属議員数×年額 24 万円
江津市	個人交付：年額 3 万円
雲南市	個人交付：年額 18 万円

※議会事務局提出資料による。

3 政務活動費の交付状況

平成28年度の政務活動費交付額の合計は1,982,666円となっており、当初交付額(2,400,000円)の82.6%であった。収支報告書に基づく個人別支出額の合計は2,126,973円となっており、それに対する費用別の交付割合は、調査研究費36.5%、研修費35.7%、広聴費0.6%、資料作成費1.3%、資料購入費25.8%となっており、要請・陳情活動費の該当はなかった。

議員別の交付確定額は、0円から10万円まであり、その割合は、0円から5万円未満までが2人で8.3%、5万円から10万円未満までが8人で33.3%、10万円が14人で58.3%となっている。

なお、議員別交付額は、次のとおりとなっている。

平成28年度政務活動費収支報告一覧表

(単位:円)

議席 番号	議 員 名	交付申請額	交付確定額	個人別支出額	支 出 内 訳					
					調査研究費	研修費	広聴費	要請・陳情活動費	資料作成費	資料購入費
1	足立 豪	100,000	100,000	104,750	47,990	30,000				26,760
2	岡野 克俊	100,000	100,000	129,300		102,300				27,000
3	柳楽 真智子	100,000	100,000	101,477	41,761					59,716
4	串崎 利行	100,000	79,343	79,343	57,976					21,367
5	小川 俊宏	100,000	100,000	114,228	87,300	15,000				11,928
6	森谷 公昭	100,000	0	0						
7	野藤 薫	100,000	100,000	100,736	67,436	25,000				8,300
8	上野 茂	100,000	100,000	108,367	64,147					44,220
9	飛野 弘二	100,000	63,513	63,513						63,513
10	笹田 卓	100,000	33,200	33,200	33,200					
11	布施 賢司	100,000	100,000	101,696	35,590	56,845				9,261
12	岡本 正友	100,000	64,255	64,255		64,255				
13	芦谷 英夫	100,000	100,000	125,171	9,740	68,090	13,776		5,760	27,805
14	佐々木 豊治	100,000	100,000	106,200	64,148	42,052				
15	道下文男	100,000	63,276	63,276	42,057				21,219	
16	田畑 敬二	100,000	51,672	51,672						51,672
17	平石 誠	100,000	100,000	112,176		102,300				9,876
18	西田 清久	100,000	68,686	68,686	65,686	3,000				
19	澁谷 幹雄	100,000	100,000	110,800	22,386	88,414				
20	西村 健	100,000	100,000	104,800		94,100				10,700
21	江角 敏和	100,000	100,000	119,050	102,300					16,750
22	牛尾 博美	100,000	94,983	94,983	35,590					59,393
23	原田 義則	100,000	63,738	63,738		22,386				41,352
24	牛尾 昭	100,000	100,000	105,556		46,440				59,116
	合 計	2,400,000	1,982,666	2,126,973	777,307	760,182	13,776	0	26,979	548,729
	交付率・支出比率	-	82.6%	-	36.5%	35.7%	0.6%	0.0%	1.3%	25.8%

4 意見

(1) 政務活動費の交付要領について

議会事務局では、政務活動費の交付手続きを議員に説明するため、「政務活動費交付マニュアル・使途運用基準」（以下「交付マニュアル」という。）を平成 28 年度に作成し、各議員に配布して周知徹底を図っている。なお、交付マニュアルでは、費用別に「支出できない経費」を具体的に例示し、適正な執行を求めている。

平成 28 年度の支出内容を見ると、宛名のない領収書を添付しているもの、研修費に計上すべき研修会への旅費を調査研究費に計上しているもの、日付の誤り等が見受けられた。収支報告書の受付の際には、適時誤り等の指摘を行い、合わせて交付マニュアルを見直し、より良い手引き書となるよう努められたい。また、政務活動費の残余金の返還手続きについて、具体的な事務処理の記載がないため、見直しの際に追記することを検討されたい。

(2) 調査研究活動申請書及び報告書について

議員が政務活動費を使用して市外への調査研究を行うとき、又は研修会などに参加するときは、議長に調査研究活動申請書を提出し承認を得ること、また、活動終了後 14 日以内に議長に調査研究活動報告書を提出することが細則に規定されている。（要請・陳情活動を行うときも同様）活動終了後 14 日以内という提出期限は、平成 27 年度までは 5 日以内とされていたものであるが、提出期限が短く期限までに提出することが守られない状況から、14 日に変更されたものである。平成 28 年度の調査研究活動報告書を見ると、提出期限を延長したにもかかわらず、期限後の提出が多く見受けられ、その中には、収支報告書提出後に受付されたものがあった。

また、複数の議員で活動を行った場合の報告書において、行動日程の表記、写真等が同一で所感のみ変更して提出されたものがあった。他市において、報告使い回しと報道された事例があることから、市民に不信感を持たれることのないよう、提出期限内の提出と合わせ、適切な記載方法を周知徹底されたい。

(3) 会計年度について

交付マニュアルにおいて、道路通行料（高速道路料金等）は、「当該年度の支出であるためには、明細書に記載の口座振込日が当該会計年度末の3月31日までのもの」と規定されているが、平成29年3月30日及び31日に利用した高速道路料金（後納、口座振込日記載なし）が支出されていた。また、平成28年3月1日から同月31日までの通信使用料が支出されていたが、市の会計では、平成27年度会計から支払うべき料金である。利用日と支払日の年度が異なる後納料金については、支出会計年度が分かりにくいいため、運用基準を明確にし、適切な会計年度の取扱いとなるよう改善されたい。

(4) 収支報告書及び領収書等の証拠書類について

政務活動費の交付を受けた議員は、条例第6条の規定に基づき、収支報告書に領収書等の証拠書類の写しを添えて、議長に提出している。内容を確認したところ、収支報告書に記載の金額に対応した領収書等が添付されていたが、議員間で按分した場合や、ICカードの利用明細等は、金額を容易に確認することができない場合があった。収支報告書は、添付書類と合わせて浜田市議会ホームページで公開されているが、説明責任を果たすためには、市民に分かりやすい内容である必要がある。

また、収支報告書の記載内容からは政務活動との関連が分かりにくい場合が多く、説明不足であると考えられる。公表に当たっては、領収書等を公開する書式を工夫し補足説明を行い、市民が議員の政務活動内容について容易に理解できる公表内容となるよう改善を検討されたい。

(5) 残余金の返還手続きについて

政務活動費は、当初10万円が概算払いされ、収支報告書の提出後精算し、残余金があれば議会事務局が議員から集金し市へ返還している。議会事務局では、その残余金を集金した際、議員に領収書を発行していないが、受取後は速やかに会計課に納付し、領収書を議員へ交付すべきと考える。残余金の返還事務については、適切な現金管理及び納付手続きが行われるよう改善されたい。

第 9 まとめ

政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため制度化されたものであるが、全国的に一部の地方議員による不適正使用がある実態から、市民の関心が高まり、適正な執行及び透明性の確保がより一層求められている。また、政務活動費は、市政に関する議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものであるが、公費からの負担であるため、真に必要な経費の支出でなければならない。

当市においては、「政務活動費交付マニュアル・使途運用基準」を作成し、各議員に配布して適切な運用の周知徹底に努め、政務活動費に関する資料の公開は、他の自治体よりも早く実施しているが、公開の内容については、市民が分かりやすい表記を行い、透明性の確保向上を図ることが必要である。

また、当初年額 10 万円を全議員（24 名）に交付しているが、10 名に残余金があり返還している。昨年度の定期監査において意見として述べたが、年額 10 万円を予め概算払いとする前払い方式よりも、適正と認められた実費だけを後日支給する後払い方式が、より透明性が高く、不正受給の防止となると考えられるため、支払方法の変更を検討されたい。

政務活動費の交付事務については、本年 10 月の選挙により選出された新たな議員への説明を十分行うことが必要であるが、全議員が趣旨や適正な支出に関する共通の認識を持ち、意思統一を行うことが重要である。また、議員及び議会事務局による全体での政務活動費に関する意見、協議を行う機会を設け、議論を行い、政務活動費がより一層有意義に、また適正に執行されるよう望むものである。

【参考資料】

政務活動費に関する規定

○ 地方自治法

第 100 条

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

○ 浜田市議会基本条例

(政務活動)

- 第 19 条 議員は、積極的に政策立案等のための調査研究その他の活動に努めるものとする。この場合において、政務活動費の交付を受けたときは、これを有効に活用するものとする。
- 2 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費を使用した活動の状況を公表するとともに、市民に対し、公正性及び透明性の確保の観点からその使途について説明責任を果たすものとする。
- 3 政務活動費の交付を受けた議員は、その執行状況に疑義が生じることがないように全ての領収書等証拠書類を明らかにするものとする。
- 4 議長は、政務活動費が適正に使用されているかどうかについて、議会関係者以外の者の審査を受けるものとする。

○ 浜田市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、浜田市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、議員に対して交付する。

(交付額)

第 3 条 政務活動費は、年額 10 万円を交付する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額を交付する。

- (1) 年度の中で議員の任期が満了する場合 4 月から任期満了の日の属する月までの月割額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
- (2) 年度の中から議員の任期が始まる場合 議員となった日の属する月の翌月（議員となった日が月の初日に当たる場合は当月）から 3 月までの月割額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、任期満了後の一般選挙により引き続き選出された場合にあっては、これを切り上げた額）

(交付の時期)

第 4 条 政務活動費は、4 月 30 日に交付する。ただし、年度の中から議員の任期が始まる場合においては、議員となった日の属する月の翌月の末日に交付する。

- 2 政務活動費の交付日が、浜田市の休日定める条例（平成 17 年浜田市条例第 2 号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に交付する。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、議長と協議の上、交付日を変更することができる。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第 5 条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費のうち、別表に定めるものに充てることができるものとする。

(収支報告書の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに領収書等証拠書類の写しを添えて翌年度の4月20日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

3 議長は、政務活動費の交付を受けた議員が疾病、天災等の事由により前2項の規定による提出期限（以下「提出期限」という。）までに収支報告書を提出することができない状況にあると認めるときは、市長と協議の上、これを変更することができる。

4 政務活動費の交付を受けた議員が提出期限までに収支報告書を提出しない場合は、当該議員は当該政務活動費を使用しなかったものとみなす。

(収支報告書の写しの送付)

第7条 議長は、収支報告書の写しをその提出期限から20日以内に市長に送付しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度において第5条に定める経費の範囲内で支出した額の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度の中途において辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は当月分）から3月までの月割額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を返還しなければならない。

3 市長は、政務活動費の交付を受けた議員が第5条に定める経費以外に当該政務活動費を使用したと認めるとき、又は当該議員が提出期限までに収支報告書を提出しないときは、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第9条 議長は、提出を受けた収支報告書を、提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次に掲げる者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人

(透明性の確保)

第 10 条 議長は、提出を受けた収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の浜田市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 16 年浜田市条例第 3 号。次項において「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、合併前の条例の規定により交付された政務調査費に係る収入及び支出の報告書等の提出及び保存については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成 20 年 9 月 26 日条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 21 日条例第 41 号）

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 3 条の改正規定（「7 万円」を「10 万円」に改める部分に限る。） 平成 25 年 4 月 1 日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項及び第 15 項の改正規定に限る。）の施行の日のいずれか遅い日（以下「施行日」という。）

(経過措置)

- 2 この条例（第3条の改正規定（「7万円」を「10万円」に改める部分に限る。）を除く。以下同じ。）による改正後の浜田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、施行日以後に交付される政務活動費から適用し、施行日前にこの条例による改正前の浜田市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月22日条例第7号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

（平25条例7・全改）

項目	内容	備考
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	印刷製本費、調査委託費、文書通信費、旅費等
研修費	(1) 議員が行う研修会の開催に要する経費 (2) 団体等が開催する研修会への議員の参加に要する経費	講師謝金、会場費、文書通信費、旅費、参加費等
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望又は意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	印刷製本費、会場費、茶菓子代、文書通信費、旅費等
要請・陳情活動費	議員が行う要請又は陳情活動に要する経費	印刷製本費、文書通信費、旅費等
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費、事務機器の購入費又はリース料等
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	図書購入費、新聞購読料等

○ 浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 浜田市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）は、政務活動費の交付を受けようとするときは、4 月 8 日（年度の中途から議員の任期が始まる場合においては、議員となった日の翌月の 8 日）までに市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第 3 条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、政務活動費交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により当該議員に通知するものとする。

(交付請求)

第 4 条 議員は、条例第 4 条の規定による交付日の 14 日前までに市長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

(収支報告書)

第 5 条 条例第 6 条に規定する収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（様式第 4 号）により行うものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第 6 条 政務活動費の交付を受けた議員は、当該政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日規則第 5 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の浜田市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、平成 18 年度以後の年度分の政務調査費について適用し、

平成 17 年度分までの政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 12 月 21 日規則第 41 号）

この規則は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項及び第 15 項の改正規定に限る。）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日規則第 5 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○ 浜田市議会政務活動費の交付に関する細則

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 6 号）第 5 条別表政務活動費使途基準の取り扱いについて下記のとおり定める。

- 1 政務活動費をあてることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。
- 2 議長は、本細則を改廃使用とするときは、議会運営委員会に諮って了承を得た後、全員協議会で出席議員全員の同意を得て実施する。
- 3 政務活動費の使途基準に定める各項目ごとの金額は、議員個人の意思によって決められるものであるが、議員の調査研究その他の活動を明確にする上でも、収支報告書の各項目における支出額は最低 3,000 円程度になるよう努力するものとする。
- 4 議員は、税務活動費を支出したときは必ず領収書（書籍購入などのときは備考欄に題名等の記入をするなど支出内容を明確にする。）を得ることとし、領収書が得られないときは、支出内容を証明する書類（レシートや相手方が発行する支出証明書等）を得ること。

なお、どうしても領収書や支出を証明する書類が得られないとき（調査研究費を支出したときなど）は、証明できるものをもってこれに代えることができる。

- 5 議員が調査研究費を使用して市外への調査研究を行うとき、研修会などに参加するときは、議長に調査研究活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、調査研究活動終了後は 5 日以内に議長に調査研究活動報告書を提出するものとする。
- 6 議員が政務活動費の交付を受けて調査研究等の活動中に事故等により被害を受けた場合にあっても、公務災害補償の対象にはならない。
- 7 平成 19 年度分の政務調査費収支報告書提出時から、具体的な支出内容を

示す添付資料を提出することとする。

- 8 議員が要請・陳情活動費を使用して要請・陳情活動を行うときは、議長に要請・陳情活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、要請・陳情活動終了時は5日以内に議長に要請・陳情活動報告書を提出するものとする。

附則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

平成19年3月20日 一部(7項を追加及び別表使途基準細目変更)を改正。

平成22年3月18日 一部(5項中報告書様式を変更、追加及び別表使途基準細目変更)を改正

平成25年3月12日 一部(本則中政務調査費を政務活動費に変更及び8項を追加し申請書、報告書様式を新たに規定及び別表を改正)を改正

平成25年7月26日 一部(別表政務活動費をあてることができる経費)を改正

別表 政務活動費をあてることができる経費

費目	支出することができるもの	支出することができないもの
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(運賃、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○調査委託(コンサルタント委託)に要する経費 ○インターネット使用料 (経費の1/3以内、年間上限額を1万円以内) ○タブレット端末使用料 (経費の1/3以内、年間上限額を1万円以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない視察旅費 ●先進地の位置付けに明確さを欠く視察 ●海外視察に係る経費 ※議長に承認を得た、友好都市及びそれに準ずる都市についての視察は認める ●議員の飲食費(食料費) ●視察先への土産代
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ○会場使用料 ○講師謝礼 ○講師との食事代(講師分のみ) ○旅費(運賃、宿泊料) ○研修会等参加者負担金、会費 ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員の飲食費 ●茶菓子 ●講師への土産代 ●政治団体等への大会、研修会等の参加費、交通費、宿泊料等 ※食料費は原則的に認められないが、研究研修費における「出席者負担金」や「会費」の中に食料費が含まれる場合は認める。

<p>広聴費</p>	<p>○会場使用料 ○資料印刷代 ○会議に伴う湯茶、茶菓子代</p>	<p>●飲食費</p>
<p>要請・陳情活動費</p>	<p>○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○事務用品、消耗品 ○旅費（運賃、宿泊料） ○車借上料（バス、タクシー等） ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○郵送料</p>	<p>●議長が承認しない要請・陳情活動の経費</p>
<p>資料作成費</p>	<p>○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○研究・研修・視察等の報告書作成に係る印刷代、写真代 ○事務用品、消耗品 （明確に政務活動費に係るもの以外は按分：該当経費の1/3以内） ○リース料</p>	<p>●議員個人、政党の宣伝活動に係る経費 ●選挙活動の資料作成費 ●議会活動報告書等の印刷、郵送料等の経費 ●備品（1件の取得価格が税込み10,000円以上のもの）ただし、10,000円未満の物品で議員をやめたときは事務局に返納する。</p>
<p>資料購入費</p>	<p>○書籍購入費 （明確に政務活動費に係るもの以外は按分：該当経費の1/3以内） ○新聞購読料（専門誌のみ）</p>	<p>●新聞購読料で一般紙は認めない。 ●所属政党、宗教等の図書、雑誌、新聞等</p>
<p>その他 （上記費目すべてに該当）</p>		<p>●電話代（自宅、携帯） ●名刺代 ●議員個人の自動車管理費 ●政治活動に係る経費 ●慶弔関係経費、見舞金、餞別、寸志、電報、祝詞等 ●政党への寄付金 ●私的支出に係る経費</p>